

狭山市グループウェアシステム更新（構築）業務
要求仕様書

令和8年7月

狭山市企画財政部情報政策課

目 次

1	業務名	1
2	業務目的	1
3	用語の定義	1
4	更新業務の概要	2
4. 1	グループウェアシステムの更新（構築）	2
（1）	要件定義	2
（2）	設計、構築及び設定	2
（3）	テスト	2
（4）	受入支援	2
（5）	導入	2
（6）	教育・研修	2
（7）	プロジェクト管理	3
4. 2	その他	3
5	システム化の対象範囲	3
6	納入成果物	4
7	機能要件	5
7. 1	基本的な機能要件	5
（1）	ログ管理	5
（2）	時刻同期	5
（3）	ウイルス対策	5
7. 2	認証管理等に係る要件	5
7. 3	処理に係る要件	5
（1）	機能要件	5
（2）	画面要件及び操作要件	5
（3）	データ要件	5
（4）	ログ要件	6
8	非機能要件	6
8. 1	開発方法やアーキテクチャに係る要件	6
8. 2	構築環境要件	7
（1）	システム基盤要件（共通）	7
（2）	オンプレミス型を採用する場合の要件	7
（3）	クラウド型を採用する場合の要件	7
（4）	ネットワークに関する要件（アクセス制御等）	7
8. 3	セキュリティ要件	8
（1）	情報セキュリティポリシーの遵守	8
（2）	個人情報の保護	8
（3）	利用権限に係る要件	8
（4）	セキュリティ対策に係る要件	8
8. 4	ユーザーインタフェース要件	9
8. 5	文字コード等要件	9
8. 6	性能要件	9

(1) 画面遷移時間	9
(2) データ検索処理時間	9
8. 7 信頼性等要件（信頼性、中立性など）	9
(1) 可用性	9
(2) 障害発生時のリカバリ	9
8. 8 テスト要件	10
8. 9 移行等要件（移行、教育・研修）	10
(1) 移行に係る要件	10
(2) 教育・研修に係る要件	10
8. 10 運用保守要件	11
(1) ソフトウェア運用保守	11
(2) ドキュメント管理	12
(3) 運用保守業務の完了に関連する各種作業等	12
8. 11 作業の体制及び方法	13
(1) 作業体制	13
(2) 作業方法	13
(3) 納入及び検収	13
(4) 瑕疵担保責任	13
9 特記事項	13
9. 1 権利関係	13
(1) 著作権の帰属	13
(2) 利用の許諾	13
(3) データの所有権	13
(4) 関連する文書の納入	13
9. 2 再委託	14
9. 3 守秘義務	14
(1) 秘密の保持	14
(2) 資料・データの取り扱い	14
(3) 個人情報等の取り扱い	14
9. 4 その他	14
10 添付資料	14

1 業務名

狭山市グループウェアシステム更新（構築）業務

2 業務目的

狭山市では、業務を適切かつ円滑に実施するためにグループウェアシステムを運用しているが、ハードウェアやソフトウェアの更新時期が到来することや、行政サービス向上及び業務効率化等を図るため、令和9年3月を本稼働日とした新たな次期グループウェアシステムへ更新することを目的とする。

3 用語の定義

用 語	説 明
グループウェアシステム	本業務により更新するシステム
システム移行	現行のシステムから機器や環境を切り替え、次期グループウェアシステムで業務を行うために必要なプロセスのこと。
データ移行	次期グループウェアシステムで業務を行うために必要なデータ（現行システムで入力したデータを含む。）を、現行のシステム等から移行すること。
本稼働	現行のシステムとの並行稼働を終了し、次期グループウェアシステムのみでの運用に切り替えること。
パッケージシステム	他自治体に導入実績のあるシステム（カスタマイズ資産を含む）、または他自治体に向けた独自のカスタマイズを施す前の汎用的なシステム。

4 更新業務の概要

狭山市グループウェアシステム更新（構築）について、委託する業務は次のとおり。

なお、本業務の履行期間は、契約締結日から令和9年2月28日までとし、令和9年3月の本稼働を目指すものとする。詳細な工程は契約締結後に本市と協議のうえ定める。

4. 1 グループウェアシステムの更新（構築）

（1）要件定義

- ・グループウェアシステムの構築に関する要件定義を実施すること。

（2）設計、構築及び設定

- ・グループウェアシステムの機能要件に基づき、必要な機能を設計及び構築又は、設定すること。

（3）テスト

- ・必要なすべてのテストを実施すること。テストにおいて発見された課題を課題管理表等で管理すること。原因と対策を確認してから、修正・確認を行うこと。
- ・各テストに先立ち、テスト計画を策定すること。テスト計画では、テストの目的、スケジュール、体制及びテスト方法を定めること。市側の参加を要するテストについては、市側の負担軽減に配慮したテスト計画を策定すること。

（4）受入支援

- ・受入テスト実施計画書案や受入テスト仕様書案を作成するなど、本市が行う受入テストを支援すること。

（5）導入

- ・上記（2）設計、構築及び設定、（3）テスト及び（4）受入支援の内容を受け、本番環境に対して必要な設定作業等を実施し、システムを稼働可能な状態とすること。
- ・オンプレミス型の場合は各機器及びソフトウェアへの設定作業を、クラウド型の場合は当該クラウドサービスのテナント設定・環境設定等を実施すること。
- ・いずれの方式においても、職員情報等の初期データのセットアップ作業を実施すること。

（6）教育・研修

- ・職員が操作するために必要な手順書等（運用マニュアル・操作マニュアル）を作成すること。
- ・本稼働前に、職員が業務を実施するために必要な教育・研修を実施すること。
- ・教育・研修用のテキスト等の教材は、原則としてすべてグループウェアシステム更新（構築）事業者（以下「受託者」という。）が準備すること。なお、研修に使用する職員用のPCについては本市が用意する。また、会場についても基本的に本市が準備する予定である。その他必要な機材等については、受託者が準備すること。

(7) プロジェクト管理

- ・グループウェアシステムの更新（構築）に係るプロジェクト管理を行うこと。

4. 2 その他

本業務であわせて調達するグループウェアシステムのシステム基盤(オンプレミス型の場合はサーバ機器等のハードウェア、クラウド型の場合はクラウドサービス基盤)について、グループウェアシステムの更新(構築)に必要な構成・仕様を提示すること。

5 システム化の対象範囲

グループウェアシステムでは、以下の業務等をシステム化の対象範囲とする。

No.	業 務 名 等	業 務 概 要
1	グループウェアシステム 更新(構築)業務	以下の業務を行う。 ・無害化されたインターネットメール管理 ・LGWAN 回線を使用したメール管理 ・職員のスケジュール管理 ・職員間の情報共有機能(掲示板) ・施設管理機能(公用車・会議室・備品) ・ファイル管理 ・職員の出退庁管理 ・ワークフロー管理(簡易決裁・電子回覧) ・関連システムへのシングルサインオン及び未読通知の確認 ・その他業務効率化に資する機能 等

※ 本システムで必要となるライセンス数は、1,200 を想定する（職員数の増減や会計年度任用職員等を含む）。ただし、実際に必要となる数量は契約締結後に本市と協議のうえ確定する。

なお、本要求仕様書に記載された調達範囲は、発注時の仕様書として取り扱う。記載事項に修正すべき事項があると本市が判断した場合は、本市と受託者との協議により項目の追加、変更又は削除、発注金額等の変更を行うことがある。

6 納入成果物

納入品は次のとおり。それぞれの記載方法及び体裁、納入期日等については別途協議する。

区 分	納 入 品	概 要	数 量 等
グループウェア システム	要件定義書	グループウェアシステムの更新(構築)にあたり、機能要件及び非機能要件に関して、市と合意した内容についての定義書	文書 1 部 電子ファイル 1 部
	基本設計書	グループウェアシステム更新(構築)に必要な各種基本設計書	文書 1 部 電子ファイル 1 部
	詳細設計書	設定内容に関する詳細な設計書 ※詳細化が必要な設計対象については作成すること	文書 1 部 電子ファイル 1 部
	グループウェアシステム パッケージシステム等	グループウェアシステムを稼働させるために導入が必要なパッケージシステム等一式	—
	総合テスト仕様書兼報告書	システム機能が仕様どおりに正しく機能することを検証するためのテストに係る計画及び評価結果	文書 1 部 電子ファイル 1 部
	受入テスト仕様書兼報告書		
	セットアップ手順書	グループウェアシステムをセットアップする上で必要なセットアップ手順書	文書 1 部 電子ファイル 1 部
	運用設計書	運用業務を遂行する上で必要な運用設計書及び手順書等	文書 1 部 電子ファイル 1 部
	運用マニュアル		
	操作マニュアル	職員が操作や運用を行うために必要な手順書等	文書 1 部 電子ファイル 1 部
	職員向け運用マニュアル		
プロジェクト 管理	業務実施計画書	グループウェアシステムの更新(構築)に係る作業全体の管理計画書	文書 1 部 電子ファイル 1 部
運用保守	運用保守計画	グループウェアシステムの運用保守に係る計画書及び体制図	文書 1 部 電子ファイル 1 部
	運用保守体制図		
その他	システム基盤仕様書	システム基盤(オンプレミス型はハードウェア、クラウド型はサービス構成)の仕様	文書 1 部 電子ファイル 1 部
	連絡先一覧	運用保守開始後の緊急時等に係る連絡先一覧	文書 1 部 電子ファイル 1 部

7 機能要件

7. 1 基本的な機能要件

(1) ログ管理

- ・システムのログを出力し、管理可能とすること。

(2) 時刻同期

- ・NTP サーバとの連携等により、システムの時刻同期を可能とすること。クラウド型の場合は、クラウド基盤において適切に時刻同期がなされていること。

(3) ウイルス対策

- ・オンプレミス型の場合、市が用意するウイルス対策ソフトをインストールできること。クラウド型の場合は、クラウド基盤において同等のマルウェア対策が講じられていること。

7. 2 認証管理等に係る要件

- ・利用者個人を識別し特定可能とするため、ログイン ID は利用者単位とすること。
- ・将来的な利用環境の拡張に備え、多要素認証等のセキュリティ強化機能に対応可能であることが望ましい。

7. 3 処理に係る要件

(1) 機能要件

- ・機能要件については、別紙 1「機能要件一覧」を参照すること。なお、パッケージシステムにおいて標準機能で実現できない場合は、合理的な代替機能、業務改善、運用対処等の対策案を提案すること。
- ・パッケージシステムの場合は、運用保守の際に追加費用等が発生するカスタマイズを最小限に抑制すること。

(2) 画面要件及び操作要件

- ・視認性（項目の配置、配色や文字の大きさ等）が考慮されていること。
- ・操作の効率性及び統一性（ショートカットキーの使用やマウスのスクロールボタンの使用、日付入力機能等補助機能等）が考慮されていること。
- ・誤操作の防止が考慮されていること。
- ・操作方法の習得の容易性が考慮されていること。

(3) データ要件

- ・本市の規模及びシステム化の対象範囲から業務データ容量を想定すること。なお、システムの利用は 5 年間を基本とするが、再リースや契約更新等による利用期間の延長も想定されることから、利用期間中のデータ増加を十分に見込んだ容量を確保するとともに、将来的なデータ増加に柔軟に対応できる拡張性を備えた設計とすること。

- ・オンプレミス型の場合は、想定される利用期間中のデータ増加に耐え得るストレージ容量を確保するとともに、容量不足が見込まれる場合に増設等による拡張が可能な構成とすること。
- ・クラウド型の場合は、想定される利用期間中のデータ増加に対応できる容量プランを提供するとともに、データ増加時に容量を拡張できる仕組みを有すること。

(4) ログ要件

- ・システムの障害時の対応に必要と考えられる情報のほか、情報漏えい等の問題が生じた際に必要となる、(いつ、どこで、誰が、誰の、何をしたかが分かる) 情報を収集し管理すること。

8 非機能要件

8. 1 開発方法やアーキテクチャに係る要件

- ・本システムは、要求される機能要件・セキュリティ要件を満たし、安定した稼働が確保できるものであれば、その提供形態はオンプレミス型又はクラウド型のいずれでも可とする。ただし、提案システムの構成は、「狭山市情報セキュリティポリシー」の趣旨から逸脱しないものとする。
- ・また、狭山市のネットワーク環境は、同ガイドラインが示す三層分離の「 α モデル」を採用している。提案事業者は、この α モデルのネットワーク環境下において安全かつ快適に利用できることを前提とした上で、導入・運用にかかる総コスト、セキュリティ、システム管理者の運用負担軽減等を総合的に勘案し、狭山市にとって最適かつ費用対効果の高い提供形態を提案すること。
- ・本市のセキュリティ運用方針及び α モデル環境における安全性確保の観点から、クラウド型は LGWAN-ASP サービスに限るものとする。
- ・基本的にクライアントに特殊な専用ソフトウェアのインストールを必要としないこと。必要とする場合は、クライアントにインストールされるその他のソフトウェアとの競合による不具合が発生しないことについて保証すること。
- ・システムが特定のメーカーや機種等に依存しないで稼働すること。
- ・クライアント OS として想定している Windows10 及び Windows11 で稼働するシステムであること。また、Web ブラウザは Microsoft Edge(Chromium ベース)で正常に動作すること。その他のブラウザ(Google Chrome 等)への対応可否についても提案時に明示すること。
- ・オンプレミス型の場合、システムの各サーバは Windows 系、Unix 系、Linux 系いずれかの OS とすること。クラウド型の場合はこの限りではないが、サービスを構成する基盤について、適切に管理・運用された OS・環境を用いること。
- ・クライアント OS に対するレベルアップ(サービスパックやセキュリティパッチ等)資産や、Web ブラウザ及びミドルウェアのバージョンアップもしくはレベルアップ(サービスパックやセキュリティパッチ等)資産がサポートベンダから提供された場合は、これらを適用した際に不具合が生じないことを保証すること。
- ・将来的にモバイル端末(スマートフォン・タブレット等)やテレワーク環境での利用に

拡張できる構造であることが望ましい。

- ・パッケージシステムの場合は、本市と同規模（職員数）の自治体向けに開発されており、他の自治体での導入実績があることが望ましい。

8. 2 構築環境要件

（１）システム基盤要件（共通）

- ・グループウェアシステムの稼働に必要なシステム基盤（OS 等付随ソフトウェアを含む）を設計し、構成・仕様を定めること。
- ・システム基盤は、特定のメーカーに依存しない汎用的な構成とすること。

（２）オンプレミス型を採用する場合の要件

ア 本番環境へのリリース

- ・本番環境へのリリースは受託者が行い、その手順を「セットアップ手順書」として本市に納めること。

イ ハードウェア設置場所

- ・サーバ等のハードウェアは、本市サーバ室への設置を予定している。

ウ サーバ設定作業

- ・受託者は必要なセットアップ等を実施後、設置場所へのサーバ搬入及びラッキングを行うこと。
- ・LAN 等の配線に必要な部材を用意し、ラック内及びラック間の配線を行うこと。
- ・機器の設置に当たっては、本市サーバ室内の既存ラックの空きスペースを使用することができる。

（３）クラウド型を採用する場合の要件

ア クラウドサービスの要件

- ・クラウド型を採用する場合は、総合行政ネットワーク（LGWAN）を通じて提供される LGWAN-ASP サービスによることとする。インターネット経由のクラウドサービス（SaaS 等）は認めない。
- ・データセンターは日本国内に所在し、データの保管場所も日本国内に限定すること。

イ サービスレベル

- ・サービス提供事業者との間で SLA（サービス品質保証）が定められていること。

ウ 本番環境へのリリース

- ・本番環境の構築・設定は受託者が行い、その手順を「セットアップ手順書」として本市に納めること。

（４）ネットワークに関する要件（アクセス制御等）

- ・オンプレミス型の場合、本市のネットワーク外からのシステムサーバへのアクセスは原則認めておらず、保守等のための外部アクセスはできない。
- ・負荷分散装置を必要とする場合（オンプレミス型）は、ネットワーク機器ではなく、システム基盤の一部として捉えること。

- ・クラウド型の場合、本市とサービス基盤との接続は、LGWAN を経由することとする。通信経路を暗号化し、不正アクセスを防止する適切なアクセス制御を行うこと。
- ・本市のインターネットメールの無害化処理は、埼玉県自治体情報セキュリティクラウドにおいて実施しており、本業務では当該基盤を継続して利用する。提案者は、この埼玉県自治体情報セキュリティクラウド（無害化基盤）とグループウェアシステムとの間の連携経路（メールの受信・取り込み・送信に係る経路及び連携方式）について、αモデルのネットワーク環境下で安全かつ確実にメール送受信が成立するように、具体的な方式を提案すること。なお、無害化処理そのものの機能及び基盤は本業務の調達範囲外とする。

8. 3 セキュリティ要件

（１）情報セキュリティポリシーの遵守

受託者は、本業務の実施に当たり、「狭山市情報セキュリティポリシー」その他本市が定める情報セキュリティに関する規程等を遵守すること。なお、本市の情報セキュリティポリシーは非公開のため、受託者に対しては契約締結後に必要な範囲で開示するものとする。

（２）個人情報の保護

受託者は、個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏えい等が発生しないように万全の注意を払うこと。また、個人情報の取り扱いには、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等の個人情報関係法令を遵守すること。

（３）利用権限に係る要件

ユーザーの利用権限の付与に当たっては、ユーザーの業務内容に応じ、必要最小限の操作しかできないように配慮し、操作ミスや情報漏えい等の危険性を低減すること。また、人事異動等による利用権限の変更に容易に対応できること。

（４）セキュリティ対策に係る要件

受託者の責任範囲にある作業及び物品に対して、本市の指示に基づきセキュリティ対策を行い、高いセキュリティレベルを維持すること。

ア 機密情報へのアクセス制御と情報漏えい防止

- ・正当にアクセス権限を有する者のみが機密情報へアクセスできるように、アクセス制御を実施し、不正アクセスを排除すること。機密情報の漏えいやデータの改ざんを防止する対策を行うこと。

イ 監査とログ記録

- ・本業務で利用するシステムの操作履歴等の各種ログを確実に記録すること。万一事故が発生した場合に、原因追及のための基礎情報として利用できること。また、権限のある者のみがログ情報へアクセスできること。

8. 4 ユーザーインターフェース要件

- ・システムの入力及び表示は日本語で行うこと。また、アクセシビリティに配慮したユーザーインターフェースを備えること。

8. 5 文字コード等要件

- ・文字コードは Unicode とすること。Unicode 拡張領域に受託者固有の文字を割り当てている場合、その文字コードの仕様を公開すること。

8. 6 性能要件

- ・1,000 人が同時に接続した状態においても、次の性能目標値を、サーバ又はクラウド基盤における処理時間として、90%以上の割合で達成すること。なお、クライアントとサーバ又はクラウド基盤との間のネットワーク通信に要する時間及びクライアント端末の描画に要する時間は含めないものとする。

(1) 画面遷移時間

- ・2秒以内とする。

(2) データ検索処理時間

- ・5秒以内とする。ただし、複雑な検索条件、ヒット数の多い検索を除く。

8. 7 信頼性等要件（信頼性、中立性など）

- ・基本的な業務時間以外でも、夜間等に機能を利用することがあるため、特に停止すべき理由がない場合、24 時間 365 日の稼働を可能とすること。
- ・目標稼働率は 99.5%以上とし、データの損失を発生させないこと。また、データの一貫性・完全性を維持すること。
- ・バッチ処理、各種メンテナンス等、サービスを停止する必要がある場合は、その時間が最小限になるように設計すること。また、8 時 30 分から 17 時 30 分（土曜日及び日曜日並びに国民の祝日を含む）の停止は原則として認めない。やむを得ない場合は、本市と対応方法を協議のうえ、対応すること。

(1) 可用性

- ・稼働後 5 年以上利用可能なシステムであり、5 年間の間は必要時にサーバ OS 又はクラウド基盤、クライアント OS のバージョンアップに無償で対応できること。

(2) 障害発生時のリカバリ

- ・障害が発生した際に、障害発生ポイントとその復旧処理の開始ポイントが明確化でき、当該開始ポイントへのデータのリカバリを可能とすること。また、バックアップなどの利用により障害発生前の状態に速やかに戻せる仕組みとすること。バックアップの取得方式・世代・保存先については、構築方式に応じて設計し、本市に提示すること。災害発生時には、受託者は本市と対応方法を協議のうえ、本市と共同でグループウェアシステムを早期に復旧させること。

8. 8 テスト要件

- ・必要なすべてのテストを実施すること。テストにおいて発見された課題を課題管理表等で管理すること。原因と対策を確認してから、修正・確認を行うこと。
- ・各テストに先立ち、テスト計画を策定すること。テスト計画では、テストの目的、スケジュール、体制、テスト完了基準（品質基準）及びテスト方法を定めること。
- ・受託者は、受入テスト計画書案や受入テスト仕様書案を作成する等、本市が行う受入テストを支援すること。

8. 9 移行等要件（移行、教育・研修）

（１）移行に係る要件

- ・システム移行、データ移行を円滑かつ適切に責任を持って行うこと。
- ・現行システムのデータ情報については、本市が指定する様式のデータ及びその説明資料を提供する。不明な点等についての問い合わせについては市が対応するが、その解明に協力すること。なお、予定している移行データは以下のとおりである。
 - ① 組織情報
 - ② ユーザー情報
 - ③ 掲示板情報
 - ④ 施設予約情報
 - ⑤ ファイル管理情報
 - ⑥ ワークフロー申請様式情報
 - ⑦ 公用車情報
 - ⑧ その他（必要と認める情報）

（２）教育・研修に係る要件

- ・教育・研修は、システムの管理者研修及び利用者研修に分けて実施すること。具体的な実施方法は、本市と協議の上対応すること。
- ・教育・研修のための会議室の準備は本市が行うが、教育・研修用テキストは受託者が準備すること。時間は、通常業務時間帯を基本とするが、18時以降の実施についても本市と協議の上対応すること。また、動画マニュアルやeラーニングでの教育・研修を可とする。
- ・受託者の責任と費用負担において、システム稼働開始後、安定稼働が確認できるまでの一定期間、初めての操作時における職員の負荷軽減のため、システム操作等のサポートを実施すること。

8. 10 運用保守要件

(1) ソフトウェア運用保守

- ・グループウェアシステムのソフトウェア運用保守は更新（構築）業務の受託者が担うものとし、運用保守期間は、5 年間とすること（※運用保守業務については更新業務契約には含まず、運用開始後別途契約を締結する予定）。
- ・運用保守業務の運用保守費用に含むシステム修正・改修の範囲は次のとおり。なお、原則としてパッケージシステムを利用してカスタマイズをする場合であっても、当該カスタマイズ部分（運用後のカスタマイズ部分を含む）の修正・改修等を例外としないこと。

運 用 保 守 区 分		
是正保守(※1)	実際に起きた誤りによって余儀なくされた修正	
予防保守	潜在的な誤りが検出されたことによって余儀なくされた修正	
完全化保守	性能又は保守性を向上させるための修正	
適応保守	変化する環境に適応させるために必要な修正	サーバ OS・クラウド基盤(仮想含む)、端末機器 OS、ブラウザやミドルウェア等のバージョンアップ等に伴う修正など
市の新規要望	軽微な改修	オーバーレイの表示変更／コード等の追加・変更／出力項目の順序の変更 など

※1 緊急保守(システム運用を確保するための一時的な修正)を含む。

- ・是正保守、予防保守、完全化保守、適応保守及び市の新規要望への対応のためにプログラム改修又はパッケージシステムのバージョンアップ適用が発生した場合の役割分担は次のとおりとする。

No.	作 業 の 内 容 等		受託者	市
1	パッチ等の開発 (※1)	要件定義	○	(○) 市の新規要望の場合
2		設計・開発	○	
3		テスト(単体テスト・結合テスト・総合テスト)	○	
4	運用手順書(セットアップ作業含む)作成・変更		○	
5	受入テスト内容(=運用テスト内容)作成		○	
6	(改修)資産提供		○	
7	検証用環境へのセットアップ(改修) 【資産適用、テストデータ準備等】		○	
8	受入テスト		支援→(※2)	○
9	本番用環境へのセットアップ(改修)【資産適用】		○	
10	運用テスト		支援→(※2)	○
11	本稼働			○

※1 市の新規要望以外の場合に係るパッチ等の開発については、原則として、受託者内での対応とすること。

※2 必要に応じて立ち会う等、合意・許可のプロセスを経て連携して行うこと。

- ・運用保守業務開始（運用保守契約締結）後、システムを予定どおり機能させるためにグループウェアシステム修正の必要性が判明した場合、運用保守業務（の運用保守費用内）において対応すること。
- ・市が、他から調達したソフトウェア等を導入し、連携が必要となる場合には市の要望に基づき対応すること。この場合の費用については別途協議する。
- ・市の新規要望により「軽微な改修」に該当しないシステム改修が必要となった場合、費用は別途協議するが、その際提示する見積りは他の事例を示すなど費用の妥当性を客観的に証明すること。また、当該改修費より低廉であれば、他から調達したソフトウェア等を導入して、既存システムの一部の機能を代替する場合があるので前もって了承すること。
- ・運用保守費用は、運用保守業務の内容が変更となった場合、変更について協議する。
- ・運用保守業務には、障害発生時の対応（問題報告及び修正依頼の受理、記録、追跡、修正の実施など）、納入した成果物のドキュメント類を最新の状態で維持する構成管理、その際の変更管理等も含む。
- ・運用保守業務の５年目において、次の各費用を積算し、本市に提示すること。
 - ア 運用保守期間終了後も本システムを継続して使用する場合に必要となる、運用保守契約の更新(延長)に要する費用
 - イ 本システムの使用を終了し、他のシステムへ移行（リプレース）する場合に必要となる、データ移行・搬出等に要する費用

（２）ドキュメント管理

- ・納入した成果物等のドキュメント類についての変更管理を行い、常に最新の状態となるよう維持すること。

（３）運用保守業務の完了に関連する各種作業等

- ・運用保守業務の完了時（システムを継続して使用しない場合において）には、受託者のシステムに保存されているデータについて、本市が指定した媒体に、CSV等の汎用的なデータ形式に変換したうえで、本市に提出すること。また、本市に提出するデータについての説明資料等を提出すること。
- ・当該システムに保存されているデータの消去については、構築方式に応じて次のとおり実施すること。

構築方式	データ消去の要件
オンプレミス型	運用保守業務の完了時又はリース契約の満了等に伴いハードウェアを撤去・返却する場合は、当該機器の記憶媒体（ハードディスク、SSD等）に保存された全てのデータを、データ消去に関する標準規格（NIST SP800-88、DoD 5220.22-M等）に準拠した方式により、復元不可能な状態まで消去すること。
クラウド型（LGWAN-ASP）	契約終了時には、クラウドサービス基盤上に保存された本市の全てのデータ（バックアップ、複製、ログ等を含む。）を、クラウドサービス事業者のデータ消去手続きに基づき確実に消去すること。消去の対象範囲・時期・方式については、契約締結時にあらかじめ本市に提示し、合意を得ること。

8. 1 1 作業の体制及び方法

- ・「グループウェアシステム更新（構築）業務実施計画書」を策定すること。

（１）作業体制

- ・本業務を実施するために必要な作業体制を構築すること。

（２）作業方法

- ・本業務に係る更新（構築）環境及び作業場所は、原則として受託者が準備する。ただし打合せ場所については、本市が指定する施設内にて行うこと。

（３）納入及び検収

- ・本市が行う検収に当たっての準備は受託者側で行うこと。

（４）瑕疵担保責任

- ・受託者は、成果物の瑕疵を運用保守業務終了時まで、無償で修正しなければならない。また、瑕疵を修正するに当たって、運用中の業務への影響を最小限に抑えること。

9 特記事項

9. 1 権利関係

（１）著作権の帰属

- ・本業務遂行の過程で新たに生じた成果物に係る著作権は、受託者又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権及び汎用的な利用が可能なプログラムの著作権を除き、代金の支払いと引き換えに本市に移転することとし、受託者は著作者人格権を行使しないこと。なお、この著作権移転の対価は、委託料に含めること。

（２）利用の許諾

- ・受託者は、著作権が「（１）著作権の帰属」で留保された著作物について、本市及び本市の業務遂行上必要な者に対し、利用を許諾すること。

（３）データの所有権

- ・グループウェアシステムで使用するデータは、すべて本市が所有権を有する。

（４）関連する文書の納入

- ・受託者は、関連する文書を納入物として無償で納入することとし、受託者に著作権が留保される著作物の利用については「（２）利用の許諾」に準ずること。
- ・本市はグループウェアシステムを自己利用するために必要な範囲で、複製、翻案又は改変することができることとし、受託者は、この利用について著作者人格権を行使しないこと。なお、これらの許諾の対価は、委託料に含めること。

9. 2 再委託

- ・受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本市の承諾を得た場合はこの限りでない。

9. 3 守秘義務

- ・本業務従事により知り得た情報については、業務履行中・完了後に関わらず他に漏らしはならず、守秘しなければならない。また、本業務を第三者に再委託することが認められた場合は、第三者も同様の義務を負うこと。

(1) 秘密の保持

- ・本業務の遂行上知り得た秘密を他者に漏らしてはならない。また、成果物（業務の過程で得られた記録等も含む。）を本市の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与又は譲渡してはならない。

(2) 資料・データの取り扱い

- ・本業務の遂行のために本市が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用してはならない。また、これらの資料、データ等は本業務終了までに本市に返却すること。なお、本市の許可を得て複製した資料についても同様の扱いとし、本業務終了までに完全かつ検証可能な状態で廃棄処分すること。

(3) 個人情報等の取り扱い

- ・受託者は、本業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法令に定めるもののほか、個人情報の保護に関する本市の施策に留意しつつ、本業務に係る個人情報の保護について、細心の注意を払い処理すること。

9. 4 その他

- ・グループウェアシステムを構成するために必要な受託者の製品以外のソフトウェアを利用するための費用（ライセンス料等）は、オンプレミス型の場合はリース料、クラウド型の場合は利用料に含めること。なお、想定ライセンス数は1,200 とする。
- ・本業務を遂行するに当たり、関係法令等を遵守して実施すること。
- ・その他本要求仕様書に明記されていない事項又は解釈に疑義のある事項については、本市と協議すること。
- ・本調達に係るシステムが契約終了等により、将来導入することになるシステムに移行した情報資産、次期システムに使用者が入力した情報資産、又は、その情報資産を元に行った計算結果等の次期システムを稼働させるために必要な情報資産及びそれらのデータ、ファイルレイアウト等の仕様について、本市が提出を求めた場合は速やかに提供すること。また、提供する情報資産への本市からの問合せに対応すること。

10 添付資料

別紙1 機能要件一覧